

## 一般社団法人 社会情報学会 学会大会規則 (2023.3.18 理事会決議)

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人社会情報学会(以下「本会」という。)定款第4条第1号に規定する学会大会(以下「大会」という。)について必要な事項を定める。

### (周期)

第2条 大会は年1回開催する。

### (名称)

第3条 大会の名称は「社会情報学会(SSI)学会大会」とする。各大会の名称は開催年を冠して、「2023年社会情報学会(SSI)学会大会」などとし、別称として「年度」や「大会」などの用語の使用を認める。

### (日程と開催校の決定)

第4条 大会の日程と開催校は、研究活動委員会が提案し、理事会の議を経て決定する。

### (運営)

第5条 大会の運営のために、研究活動委員会は大会毎に大会企画運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (組織)

第6条 委員会の委員長は研究活動委員会の委員長とする。

2 委員会の副委員長は開催校の責任者とする。

3 委員会の委員は研究活動委員会の委員と開催校に所属する若干名とし、研究活動委員会の委員長が指名する。

4 前3項にかかわらず、委員会の組織は、理事会の議を経て変更することができる。

### (行事)

第7条 大会の開催期間中に以下の各号に掲げる行事を実施する。

(1) 本会会員集会規則第3条に規定する会員集会

(2) 自由論題報告

(3) 連携報告

(4) ワークショップ

(5) その他、委員会の委員長が認めるもの

(会計)

第8条 大会の会計と監査は委員会が独立して行う。収支の均衡は本法人会計で行う。

(参加費等)

第9条 委員会は大会の実施に伴い参加者から参加費等を徴収することができる。

(細目)

第10条 大会の実施に必要な細目については、委員会が決定する。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規則は、2023年大会から適用する。

第8条の解説：本条は委員会が独立して会計を行うことを認めるために設置された条文であり、実際の入出金処理主体が誰であるかを拘束するものではありません。そのため、委員会の指示のもと、実際の入出金処理を本会事務局等が行うことは認められます。

以上